

企業法

本試験

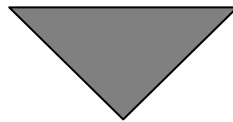
問題 7 株主の権利に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。なお、単元株制度は採用されておらず、また、定款に別段の定めはないものとする。（5 点）

ア. 取締役に対して株主総会の招集を請求する権利は、少数株主権である。

《解答 7》

ア. 本肢の記述は正しい。取締役に対して株主総会の招集を請求する権利は、少数株主権である。

総株主の議決権の 100 分の 3（これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上の議決権を 6 箇月（これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その期間）前から引き続き有する株主は、取締役に対し、株主総会の目的である事項（当該株主が議決権を行使することができる事項に限る。）及び招集の理由を示して、株主総会の招集を請求することができる（297 条 1 項）。



短答ポイントアップ答練 第 5 回

問題 7 株主総会に関する次のア～エまでの記述のうちには、正しいものが二つある。その記号の組合せの番号を一つ選びなさい。

～ 略 ～

エ. 株式会社は、定款で、株主総会の招集を請求することができる株主の資格を、6 箇月前から引き続き総株主の議決権の 10 分の 1 以上を有する株主に限定することができる。

《解答 7》

エ. 誤 定款で本肢のような定めをすることはできないから、本肢は誤りである。

総株主の議決権の 100 分の 3（これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上の議決権を 6 箇月（これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その期間）前から引き続き有する株主は、取締役に対し、株主総会の目的である事項（当該株主が議決権を行使することができる事項に限る。）及び招集の理由を示して、株主総会の招集を請求することができる（297 条 1 項）。この株主の権利は、議決権とともに共益権として少数株主の救済のために強行法的権利として認められた監督是正権であるから、定款をもってしても法定の要件を厳格にすることができない。